

【令和4年度（第1回）】

執行官採用選考

筆記試験（択一式）問題

（注意）

- 1 問題用紙は1ページから13ページまで、問題数は全部で20問です。最初に落丁、乱丁等がないかを確認し、ある場合には、試験官に申し出てください。
- 2 配点は、1問につき5点（合計100点）です。
- 3 解答用紙には、正解と思われる選択肢の番号を記入してください。

第1問 表現の自由に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 表現の自由といえども、公共の福祉のため必要があるときは、その時、場所、方法等について合理的に制限することができ、道路における街頭演説の許可制は、憲法21条に違反しない。
- 2 憲法21条1項は、報道の自由を明示していないため、報道の自由は、憲法21条により保障されるものではないが、同条の精神に照らし、十分尊重に値するものといえる。
- 3 出版等についての事前規制である検閲が憲法21条2項によって禁止されているものの、集団行動による表現の自由については、いわゆる公安条例により、秩序維持のために必要かつ最低限度の措置を事前に講ずることは許される。
- 4 電話傍受は、通信の秘密を侵害し、個人のプライバシーを侵害する強制処分であるが、捜査の手段として憲法上許されないものではない。

第2問 次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 執行官が民事執行を開始する日は、やむを得ない事由がある場合を除き、申立てがあった日から2週間以内の日としなければならない。
- 2 執行官が威力を用い、又は警察上の援助を受けるときは、常に立会人の立会いが必要となる。
- 3 執行官が午後7時以降に職務を執行するには、常に裁判所の許可を受けなければならない。
- 4 執行官が職務を執行する場合には、常に身分又は資格を証する文書を提示

しなければならない。

第3問 行為能力に関するアからエまでの記述のうち、誤っている記述の個数を一つ選びなさい。

ア 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者等の請求により、後見開始の審判をすることができる。

イ 本人以外の者の請求により後見開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。

ウ 被保佐人の相手方が、被保佐人に対し、一箇月以上の期間を定めてその期間内にその保佐人の追認を得るべき旨の催告をした場合において、その被保佐人がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなされる。

エ 家庭裁判所は、被保佐人が日用品の購入その他日常生活に関する行為をする場合に、その保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることはできない。

1 1個

2 2個

3 3個

4 4個

第4問 執行官の職務に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

- 1 執行記録その他執行官が職務上作成する書類は、執行官の所属の地方裁判所が保管する。
- 2 執行官が職務の執行として差し押え、又は交付を受けた金銭は、これを受け取るべき者に直ちに交付し、又は供託するものを除き、執行官の所属の地方裁判所が保管する。
- 3 執行官の事務の分配は、裁判において特定の執行官が取り扱うべきものとされた事務を除き、所属の地方裁判所が定める。
- 4 申立人は、執行官が申立てにより取り扱う事務について、手数料及び職務の執行に要する費用の概算額を予納する場合には、執行官の所属の地方裁判所に予納する。

第5問 占有に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

- 1 善意の占有者は、占有物から生ずる果実を取得するが、本権の訴えに敗訴したときは、その敗訴判決が確定した時から悪意の占有者とみなされる。
- 2 占有者がその占有を奪われたときは、占有回収の訴えを提起することができるが、この訴えは占有を奪われたときから1年以内に提起しなければならない。
- 3 占有権の譲渡は、当事者の意思表示のみによってすることができる場合がある。
- 4 占有物が占有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は損傷したときは、所有の意思のない占有者は、善意であるときであっても、その回復者に対し、その損害の全部の賠償をしなければならない。

第6問 違法性に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 過失による自動車衝突事故であるかのように装い保険金を騙取する目的をもって、被害者の承諾を得てその者に故意に自己の運転する自動車を衝突させて傷害を負わせた場合、傷害については違法性が阻却される。
- 2 窃盗の被害者が窃取された財物を自力で取り返す行為は窃盗罪の構成要件に該当し、窃盗の現場で取り返したのだとしても、違法性は阻却されない。
- 3 あらかじめ予期されていた侵害であっても、急迫不正の侵害に当たり、正当防衛が成立して、違法性が阻却され得る。
- 4 他人の財産に対する危難は、現在の危難に当たらず、緊急避難は成立しないため、これを避けるためにした行為について違法性は阻却されない。

第7問 債権執行に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 養育費その他の扶養義務等に係る金銭債権に基づき、給与債権に対する差押えを行う場合、その支払期に受けるべき給付の4分の3に相当する部分（その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分）を差し押さえることができない。
- 2 第三債務者が相殺をする予定があることを陳述しなかった場合、第三債務者は事後的に相殺の主張を行うことはできない。
- 3 第三債務者は、差押債権の額に相当する金銭の限度で債務の履行地の供託所に供託を行うことができる。

- 4 売買代金債権を差し押さえた債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から1週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。

第8問 民事保全に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 口頭弁論を経た上で保全命令を発令する場合には、判決手続によらなければならない。
- 2 債務者が仮差押え解放金を供託したことを疎明した場合には、保全執行裁判所は、仮差押えの執行を取り消さなければならない。
- 3 債務者審尋を行い、又は口頭弁論期日を開く保全命令事件については、債権者以外の者は、保全命令に関する手続について利害関係を有する場合であっても、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定があるまでの間は、事件の記録の閲覧又は謄写をすることができない。
- 4 裁判所は、債務者を特定せずに仮処分命令を発することはできない。

第9問 民事訴訟に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

- 1 請求の放棄をする旨の書面を提出した当事者が弁論準備手続に出頭しない場合、裁判所はその旨の陳述をしたものとみなすことができる。
- 2 訴えの取下げは、弁論準備手続において口頭ですることができる。
- 3 請求の放棄は、相手方が欠席する口頭弁論では陳述することができない。
- 4 訴えの取下げは、相手方が出頭した口頭弁論で陳述された場合であれば、相手方に対し、その期日の調書の謄本を送達することを要しない。

第10問 動産執行に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

- 1 動産執行においては、執行官は、差押債権者のためにその債権及び執行費用の弁済を受領することができる。
- 2 執行官は、高価な動産を差し押さえた際、必要があると認めるときは、評価人を選任し、その動産の評価をさせることができる。
- 3 執行官は、相当と認めるときは、差押債権者又は第三者に差押物を保管させることができる。
- 4 競り売り期日において買受けが許されたときは、買受人は、原則として直ちに代金を支払わなければならないが、差押物の売却価額が高額になると見込まれるときは、執行官は競り売り期日から一週間以内の日を代金支払の日と定めることができる。

第11問 抵当権に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 抵当権者は、抵当不動産を占有する権限を有しないから、抵当権に基づく妨害排除請求権の行使に当たり、抵当不動産の所有者において抵当権に対する侵害が生じないように抵当不動産を適切に維持管理することが期待できない場合であっても、占有者に対し、直接自己への抵当不動産の明渡しを求めることはできない。
- 2 抵当権者に対抗することのできない賃貸借により、競売手続の開始前から抵当権の目的である土地を使用している者は、その土地の競売における買受

人の買受けの時から6箇月を経過するまでは、その土地を買受人に引き渡す必要はない。

- 3 抵当権者は、後順位抵当権者との合意がなければ、その抵当権を他の債権の担保とすることはできない。
- 4 抵当権者は、債務の不履行によって生じた損害の賠償を請求する権利を有するときは、その最後の2年分について抵当権を行使することができるが、利息その他の定期金と通算して2年分を超えることができない。

第12問 不動産執行に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 抵当権が設定されている不動産を対象として強制競売の申立てが行われた場合、当該不動産がこれにより売却された後も、その抵当権は存続する。
- 2 強制競売が申し立てられると、執行裁判所の命令に基づき、執行官が現況調査報告書及び物件明細書を作成し、評価人が評価書を作成する。
- 3 執行裁判所は、不動産の買受可能価額が手続費用及び差押債権者の債権に優先する債権の見込額の合計額に満たないときは、直ちに差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。
- 4 不動産の価格を減少させ、又は減少させるおそれがある行為をする者に対し、不動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命じ、執行官に不動産の保管をさせることを内容とする保全処分を命ずる決定は、相手方に送達される前であっても、執行することができる。

第13問 裁判の公開に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 憲法82条1項の「裁判」とは、民事裁判については、純然たる訴訟事件を意味するため、非訟事件について審理を非公開としたとしても、同項に反するとはいえない。
- 2 裁判所は、裁判官の過半数の賛成により、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、対審を公開しないで行うことができる。
- 3 刑事事件の証人尋問の際に、裁判官及び訴訟関係人の在席する場所と同一構内の別の場所に証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（ビデオリンク方式）によることは憲法82条に反しないが、そのような方式によった上で、さらに、衝立を置くなどして、傍聴人から証人をみることができないようにしたとしても、憲法82条に違反しない。
- 4 公判廷における写真の撮影、録音又は放送について、裁判所の許可を必要とすることも憲法上許される。

第14問 執行官の手数料又は職務の執行に要する費用に関するアからエまでの記述のうち、正しいものの個数を選びなさい。

- ア 申立てにより取り扱う事務についての執行官の手数料及び費用の額の計算に対する不服の申立てについては、民事執行法11条1項後段の規定による執行異議の例による。
- イ 執行官は、動産の差押えの執行について、最高裁判所の規則で定める当該事務の実施に必要な準備行為をした後において、申立ての取下げにより、その実施を取りやめたときは、事務の実施に着手する前であっても、当該事務に係る手数料を受ける。

ウ 執行官がその勤務する裁判所から2キロメートル未満の地においてその職務を行う場合、執行官の旅費は支払又は償還を受ける費用とはならない。

エ 執行官は、1年間に収入した手数料が政令で定める額に達しないときは、国庫からその不足額の支給を受ける。

1 1個

2 2個

3 3個

4 4個

第15問 債権譲渡に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

1 債権が二重に譲渡された場合の譲受人相互間の優劣は、通知に付された確定日付の先後ではなく、確定日付のある通知が債務者に到達した日時の先後によって決せられる。

2 債権の譲渡は、譲受人から債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

3 債権譲渡契約締結時において発生していない債権であって将来の発生の可能性の低いものを対象とする債権譲渡契約は無効である。

4 債務者は、譲渡人に対して主張できた事由であれば、常に譲受人に対して主張することができる。

第16問 民事訴訟に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい（争

いのあるときは、判例の見解による。)

- 1 共同相続人間における遺産確認の訴えは、その全ての共同相続人を当事者として訴えを提起しなければならない。
- 2 原告が所有する土地を被告が不法占拠しているとして所有権確認請求及び明渡請求をする場合に、当該土地が自己の所有であることを主張する第三者は、原告に対しては所有権確認、被告に対しては所有権確認及び明渡しを請求して、同訴訟に参加することができる。
- 3 交通事故による被害者と加害者との間の損害賠償請求訴訟に、その被害者又は加害者と保険契約を締結している保険会社は、補助参加することができない。
- 4 原告が被告に対して売買代金の支払請求をする場合に、同債務を被告から引き継いだと主張する第三者が現れた場合、原告は、被告に対する請求を維持しつつ、当該第三者に対する請求を立てて、訴訟に引き込むことができる。

第17問 債務者の財産状況の調査に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 執行裁判所は、申立人が出頭しないときであっても、財産開示期日における手続を実施することができる。
- 2 財産開示期日における手続に利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、財産開示期日に関する記録部分について閲覧を請求することができる。
- 3 債務者の預貯金債権等に係る情報取得の申立てを認容する決定がされたときは、当該決定を債務者に送達しなければならない。
- 4 債務者の預貯金債権等に係る情報取得の申立てを認容する決定により命じ

られた情報の提供は、執行裁判所及び申立人に書面でしなければならない。

第18問 名誉毀損罪に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 事実を摘示した書面を配布した相手方が特定していたとしても、当該文書が転々として多数の者がその内容を知るおそれがあれば公然といい得るのであり、名誉毀損罪が成立する。
- 2 摘示した事実は非公知の事実であることを要し、公知の事実を摘示しても、名誉毀損罪は成立しない。
- 3 摘示した事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損罪は成立しない。
- 4 死者の名誉を毀損しても、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、処罰の対象にならない。

第19問 寄託に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 当事者の合意のみに基づき受寄者に寄託物を受け取って保管することを義務付ける契約は無効である。
- 2 受寄者は、報酬の有無にかかわらず、善良な管理者の注意をもって、寄託物を保管する義務を負う。
- 3 当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、受寄者は、いつで

もその返還をすることができるが、その時期の前に返還したことによって生じた損害を賠償しなければならない。

- 4 複数の寄託者の寄託物の種類及び品質が同一である場合、受寄者は、各寄託者の承諾を得れば、これらを混合して保管することができる。

第20問 保全命令の担保に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 保全命令の担保を立てる場合において、遅滞なく、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に供託することが困難な事由があり、かつ、緊急を要する場合には、裁判所の許可を得ないで、債権者の住所地又は事務所の所在地その他裁判所が相当と認める地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができる。
- 2 裁判所は、保全異議の申立てについての決定において保全命令を取り消す決定をする場合には、債務者が担保を立てることを条件とすることができる。
- 3 仮の地位を定める仮処分命令の申立てについて、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経ている場合には、担保を立てさせないで仮処分命令を発令することはできない。
- 4 債権者以外の者が保全命令の担保の提供をすることは許されない。